
狛江市情報化アクションプラン2013



平成 25 年 3 月

狛 江 市

目 次

1 情報化推進の背景

国の動向と地方公共団体を取り巻く動き	1
--------------------	---

2 狛江市の考え方

「狛江市情報化アクションプラン2013」とその位置づけ	9
-----------------------------	---

3 「狛江市情報化アクションプラン2010」の評価

5つの目標の評価とこれからの流れ	15
------------------	----

4 情報化推進の4つの考え方

I：行政サービスの向上

社会保障と税の共通番号制度（マイナンバー）への対応	23
狛江市ポータルサイト及び情報公開の場としてのホームページ	24
安心安全を守るシステムの高度化	25
クレジットカードを利用した収納の検討	27
生涯学習データベース構築	28
文化財関連情報の積極的な情報発信	29
施設予約システムの充実	30
図書館利用向上のためのホームページ	31

II：行政事務の効率化

行政事務の電子化によるBPR（業務改革）	35
福祉総合システムの充実	36
図面作成システムの導入	37
図書館業務システムの充実	38
全庁的な情報共有の実現	39
基幹系システム最適化の検討	40

Ⅲ：行政情報化推進基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

災害に備えた業務システムと市内ネットワークインフラの対応	45
総合行政ネットワークとの連携	47
情報化施策を推進するための体制整備	48
情報化に対応する人材の育成	49
情報セキュリティポリシーの運用及び見直し	50
コンピュータセキュリティ対策	51
個人情報保護対策	52
オンライン手続における認証基盤の運用	53

Ⅳ：電子自治体に向けての推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

オンライン利用促進	57
マルチペイメントネットワークとの連携に関する検討	61
調達手続の電子化の推進	62

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

1 情報化推進の背景

～国の動向と地方公共団体を取り巻く動き～

◎ 情報化推進の背景

国は平成 13 年 1 月に IT 戦略本部を設置し、すべての国民が IT を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向け、「e-Japan 戦略」を策定しました。そして、平成 15 年 7 月に「IT の利活用」の拡大へと戦略を進化させるため、「e-Japan 戦略Ⅱ」を策定しています。

平成 16 年 5 月に経済財政諮問会議においてユビキタスネット社会の実現を目標とした「u-Japan 構想」が取りまとめられ、同年 6 月には、ユビキタスネットワーク環境を整備し、高齢者・障がい者が共に参加することができる ICT 社会を実現するため、「u-Japan 構想」を具体化するとした「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」が閣議決定されました。

更に、総務省により同年 8 月に発表された「平成 17 年度 ICT 政策大綱」の中でも、「u-Japan 構想」の具体化に向けて、「住民の参加を得た地域活性化のための提案型の取組の推進」、「電子政府・電子自治体等の公共サービスの高度化」、「地域社会における安心・安全の確立」等、地方公共団体の果たす役割についても示されています。

平成 18 年 1 月には IT 戦略本部により、「いつでも、どこでも、誰でも IT の恩恵を実感できる社会の実現」を目指し、新たな IT 戦略である「IT 新改革戦略」が策定されました。

「IT 新改革戦略」では「構造改革による飛躍」、「利用者・生活者重視」、「国際貢献・国際競争力強化」を 3 つの理念として掲げており、「活力のある少子高齢社会」、「環境・エネルギー問題への貢献」、「安全・安心な社会の実現」、「行政、企業、個人の新しい姿」、「情報格差（デジタル・ディバイド）のない社会」、「世界に発信する誇れる日本の実現」を実現すべき経済社会の具体像として示しています。

同年 7 月には、「IT 新改革戦略」に掲げられた目標の実現に向けて「重点計画 2006」が策定され、それぞれの分野ごとに実際の施策展開を進めるにあたっての基本とすべき考え方が整理されました。

同年 9 月、総務省は ICT 政策を個別施策レベルまで掘り下げ、「u-Japan 政策」の総合的な推進を担保しつつ、状況に応じ重点的な取組を行う分野を定めるため、「u-Japan 推進計画 2006」を策定しました。

「u-Japan 推進計画 2006」では、平成 19 年度において「通信・放送の融合・連携の推進」を通じて情報通信産業が持つ潜在能力を最大限発揮できるような社会システムへの変革を進めるとともに「ICT による成長力・競争力・ソフトパワーの強化」、「ICT による安心・安全なユビキタスネット社会の実現」等について重点を置いた総合的な取組を進めることとされています。

平成 19 年 4 月 5 日には、「IT 新改革戦略」の推進、及びわが国の新しい可能性を切り開く改革や創造の原動力となる政策をまとめた「IT 新改革戦略政策パッケージ」を策定し、その推進のために具体的な目標を明示した「重点計画 2007」を策定しています。

そして、これまでの国の取組に対して、平成 15 年に設置されてから民間の立場で評価を行い、必要な提言を行ってきた「評価専門調査会」による評価結果を踏まえて平成 20 年 6 月 1 日には「IT 政策ロードマップ」を策定しています。

「IT 政策ロードマップ」では、取組の強化が必要な以下の 3 つの分野（「強化分野」）

- ・ 国民本位のワンストップ電子行政、医療、社会保障サービスの実現
- ・ IT を安心して活用でき、環境に先進的な社会の実現
- ・ 「つながり力」発揮による経済成長の実現

について、その方向性と具体的な段取りについて示されています。

平成 20 年 8 月 20 日には「IT 新改革戦略」及び「IT 新改革戦略政策パッケージ」にて位置づけられた政策に加え、この「IT 政策ロードマップ」に掲げられた政策を実現するため、「重点計画 2008」を策定しました。

この「重点計画 2008」では「基本的な考え方」について「評価専門調査会」での評価分類である

- ① IT による医療の構造改革
- ② IT を駆使した環境配慮型社会
- ③ 世界に誇れる安全で安心な社会
- ④ 世界一安全な道路交通社会
- ⑤ 世界一便利で効率的な電子行政
- ⑥ IT 経営の確立による企業の競争力強化

- ⑦ 生涯を通じた豊かな生活
- ⑧ ユニバーサルデザイン化された IT 社会
- ⑨ デジタル・ディバイドのないインフラの整備
- ⑩ 世界一安心できる IT 社会
- ⑪ 次世代を見据えた人的基盤作り
- ⑫ 世界に通用する高度 IT 人材の育成
- ⑬ 次世代の IT 社会の基盤となる研究開発の推進
- ⑭ 国際競争社会における日本のプレゼンスの向上
- ⑮ 課題解決モデルの提供による国際貢献

これらの 15 の分野について整理を行い、この中で「目標実現に向けた方策等を具体化する施策」、「IT による構造改革の推進、利用者・生活者重視、競争力強化といった視点を踏まえた施策」、「PDCA サイクルの中で必要により見直し等が行えるよう、目指す成果、達成期限が明確な施策」について、選択・集中して重点化を図っています。

このように、国は「IT 新改革戦略」に基づき、平成 22 年の目標年度に向けて、施策の推進を図ってきました。しかし、デジタル技術の進歩により、「IT 新改革戦略」策定時では想定していなかった技術が具現化しつつある等、事態が大きく変化しています。また、100 年に一度とも言われる経済危機が世界を襲い、その対応にデジタル技術を活用することが強く求められています。

そのため、平成 20 年 12 月 19 日に IT 戦略本部は、現行の「IT 新改革戦略」の期限を待たずに、平成 27 年に向けた新たな中長期戦略を平成 21 年 6 月末までに策定することを決定し、この中で、現在の経済危機を克服するため、今後 3 年間で緊急に行うべき施策を先行して、平成 21 年 3 月末までに策定することとしました。

これを受けて、平成 21 年 4 月 9 日には、未曾有の経済危機から脱却するために「デジタル新時代に向けた新たな戦略（三か年緊急プラン）」を策定しています。

このプランでは、平成 27 年に向けて目指すべき社会イメージを「デジタル技術とブロードバンド環境で世界を一步リードし、その活用を創造と革新の推進力として、経済、社会、文化を含めた日本の「国」としての競争力を高めるとともに、併せて、低炭素社会の実現、高齢化・少子化への対応、電子政府の実現など世界共通の今日的課題を克服し、世界に対するリーダーシップをとっていける社会」としています。

また、重点的に取組むものとして以下の3つの柱を掲げています。

- ・ デジタル特区等による三大重点プロジェクト（電子政府・電子自治体、医療、教育・人財）の推進
- ・ 産業・地域の活性化及び新産業の育成
- ・ あらゆる分野の発展を支えるデジタル基盤の整備推進

各柱の具体的な施策については「3年間に集中して投資することにより大規模な経済的成果を出せる取組」、「平成27年までの中長期的な取組のうち、最初の3年間に集中的な投資を行うことにより、より効果的に成果を先取りできる取組」に該当し、なおかつ緊急的な経済対策として即効力があり、将来を見通した情報通信基盤整備の投資加速化につながるものが選定されています。

この「デジタル新時代に向けた新たな戦略（三か年緊急プラン）」と整合性を持ちつつ、中長期戦略を進める観点から、平成21年7月6日には「i-Japan 戦略 2015」が策定されました。

「i-Japan 戦略 2015」では、平成27年の我が国の将来ビジョンとして、

- ・ デジタル技術が「空気」や「水」のように受け入れられ、経済社会全体を包摂し (Digital Inclusion)、暮らしの豊かさや、人と人とのつながりを実感できる社会
- ・ デジタル技術・情報により経済社会全体を改革して新しい活力を生み出し (Digital Innovation)、個人・社会経済が活力を持って、新たな価値の創造・革新に自発的に取り組める社会

を実現するとしています。

また、従来の戦略の立ち位置が、デジタル技術の利活用を強調しつつも、技術優先指向となり、同時にサービス供給側の論理に陥っていたという反省点から、真に国民（利用者）の視点に立った人間中心（Human Centric）のデジタル技術が、普遍的に国民（利用者）によって受け容れられるデジタル社会を実現する戦略でなければならない、としています。

将来ビジョンを実現するために、

- ・ 使いやすいデジタル技術
- ・ デジタル技術の活用に立ちはだかる壁の突破

- ・ デジタル技術の利用にあたっての安心の確保
- ・ デジタル技術・情報の経済社会への浸透を通じた新しい日本の創造

この4点に主眼を置き、この戦略の着実な実施を図るとしています。

また、「i-Japan 戦略」は「デジタル新時代に向けた新たな戦略（三か年緊急プラン）」と整合性を持ちつつ、長中期戦略を進める観点から、

（1）三大重点分野

① 電子政府・電子自治体

- ・ 電子政府の推進体制の整備、過去の計画のフォローアップと PDCA サイクルの制度化
- ・ 「国民電子私書箱（仮称）」の幅広い普及、国民に便利なワンストップ行政サービスの提供や「行政の見える化」の推進

② 医療・健康

- ・ 地域の医師不足等の問題への対応
- ・ 日本版 EHR（仮称）の実現

③ 教育・人財

- ・ 授業でのデジタル技術の活用推進による、子どもの学習意欲や学力、情報活用能力の向上
- ・ 高度デジタル人財の安定的・継続的な育成

（2）産業・地域の活性化及び新産業の育成

デジタル技術・情報の活用による全産業の構造改革と地域再生、及び我が国の産業の国際競争力の強化

（3）デジタル基盤の整備

あらゆる分野におけるデジタル活用の進展及び成長の促進

この3つの柱を、「i-Japan 戦略」の柱と位置づけ、平成 27 年に実現されるべき「将来ビジョン」を官と民で共有し、目指すべき大きな方向性等を目標として定め、それぞれの目標を達成するために、官と民の適切な役割分担の下で、政府が講ずるべき措置を「方策」として示しています。

平成 22 年 5 月、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）から「新たな情報通信戦略」が公表されました。

これは、過去の IT 戦略の延長線上にあるのではなく、新たな国民主権の社会を確立するための、非連続な飛躍を支える重点戦略（3 本柱）に絞り込んだ戦略として注目されています。

- （１）国民本位の電子行政の実現
- （２）地域の絆の再生
- （３）新市場の創出と国際展開

この（１）国民本位の電子行政の実現の中で国民ID制度の導入について示し、

「社会保障・税の共通番号の検討と整合性を図りつつ、個人情報保護を確保し府省・地方自治体間のデータ連携を可能とする電子行政の共通基盤として、国民ID制度を導入する。併せて、行政機関による運用やアクセスの状況を監視する第三者機関の創設、公的ICカードの整理・合理化を行う。また、インターネットを通じて利便性の高いサービスを提供するため、民間IDとの連携可能性を検討する」としています。

国民 ID 制度は、マイナンバー法案として検討されており、より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入することになります。これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性のさらなる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果が期待できます。

IT戦略本部では、国として、高齢社会化等が進むなか、国民一人一人の事情に対応したきめ細かい行政サービスを提供していくことが政府の重要な責務となっており、社会保障の安心を高め、税と一体的に運用すべく、電子行政の共通基盤として、官民サービスに汎用可能ないわゆる国民ID制度を実現し、自己に関する情報の活用については、政府及び地方公共団体において、本人が監視・コントロールできる制度及びシステムを整備することは、我が国の電子行政において極めて重要な政策課題であるとしています。

また、平時における行政サービスの提供のみならず、災害時における被災者支援や復興等の観点からも、番号制度及び国民 ID 制度により実現を目指している情報連携が大きな役割を果たす可能性を有しており、速やかな制度の整備に向けて取組を進めるとし、平成 25 年 3 月、政府は国民一人一人に番号を割り振って納税実績や年金などの情報を管理する共通番号制度を導入するための「個人識別番号法案」を改めて閣議決定しました。

2 狛江市の考え方

～「狛江市情報化アクションプラン 2013」と
その位置づけ～

◎ 狛江市の考え方

● 「狛江市情報化アクションプラン 2013」までの道のり

狛江市では、昭和 39 年度以降、電子計算機や各種業務システム等の導入を行い、業務の効率化に努めてきました。

平成 12 年度には CATV の専用回線を利用し、狛江市の各施設を結ぶネットワークの構築を行い、同時に狛江市のホームページによる行政情報の提供を開始しました。内部的にも、基幹部分に光回線を使用した庁内 LAN の構築を行うなど、情報ネットワーク社会の到来を見据えた情報通信基盤の整備を行ってきました。

平成 13 年には、国の「電子政府の実現」を目指し策定された「e-Japan 戦略」等の動向を踏まえ、狛江市は「電子自治体の実現」に向けた情報化施策の基本方針として「e-Komae 戦略」を策定しました。「e-Komae 戦略」は、平成 13 年度から平成 15 年度までの計画期間を設定し、短期的かつ優先的に取り組む施策を示すとともに、中長期的な課題についても明確にすることを目的としています。

更に、平成 14 年度には、住民基本台帳ネットワークの稼働や、ICT 分野の動向、また、狛江市における情報化施策の進捗状況を踏まえ「e-Komae 戦略」の改訂を行いました。

「e-Komae 戦略」の終了年度である平成 15 年度末には、情報通信技術の進歩やインターネットの普及を行政事務に活用し、行政サービスの向上、また、さらなる業務の簡素・効率化を図るべく、平成 16 年度から平成 18 年度までの情報化施策の推進を行うに当たっての基本方針として「e-Komae 戦略Ⅱ」を策定しました。

平成 18 年度には、平成 19 年度から平成 21 年度までの基本方針として「行政サービスの向上」「行政事務の効率化」「行政情報化推進基盤の整備」「電子自治体へ向けての推進」の 4 つの到達目標を掲げた「e-Komae 新改革戦略」を策定しました。

平成 22 年度には、平成 22 年度から平成 24 年度までの基本方針として「狛江市情報化アクションプラン 2010」を策定しました。この中では「行政サービスの向上」「行政事務の効率化」「行政情報化推進基盤の整備」「電子自治体へ向けての推進」「環境に配慮した情報化」の 5 つの到達目標を掲げ、ICT 技術のさらなる進歩、インターネットの急速な普及を行政に生かし、情報化施策を更に推し進めるべく、各施策の方向性を示しました。

● 「狛江市情報化アクションプラン 2013」の考え方

現在、ICT 技術は着実に進歩し、その進化はまさに日進月歩です。しかし、インターネット利用の年齢階層別状況でも 70 代のインターネット普及率は 42.6%に止まる（総務省「平成 23 年通信利用動向調査」より）ことが明らかになるなど、過度に情報化に頼った業務の変更には落とし穴が多いことも確かです。

「狛江市情報化アクションプラン 2013」においては、「狛江市情報化アクションプラン 2010」の 5 つの目標のうち「環境に配慮した情報化」については ICT に限らない全市的な環境計画により進めることからアクションプランの項目からは削除、4 つの目標を達成するべく情報化施策の推進を図っていくものとします。

- (1) 行政サービスの向上
- (2) 行政事務の効率化
- (3) 行政情報化推進基盤の整備
- (4) 電子自治体へ向けての推進

行政サービスにおいては、最新技術を追求し過ぎると、いわゆるデジタル・ディバイドが生じ逆にサービスの低下を招いたり、コストが高く機能の低い「こなれていない」システムを導入してしまう懸念もあります。最小の経費で最大の効果を上げることができるよう、十分な検討を行う必要があります。ICT 技術を積極的に活用していくと同時に、市民の方々に不利益を生じさせることなく、よりよい市政運営を行うことができるよう熟慮した上で、狛江市の情報化を進めていきます。

● 基幹系システムについて

狛江市では、長年メインフレームにより基幹系システムを運用し時代の要請に合わせ、市民サービスの向上、職員の利便性の向上を図ってきました。

この基幹系システムを現行のメインフレームシステムにて運用を継続していくのか、昨今の ICT のトレンドとなりつつあるダウンサイジング、クラウド等へ移行していくのかを今後、検討していくものとします。

また、マイナンバーは近い将来に導入されることは間違いがなく、国の機関、他団体と連携するシステムが必要となってきます。

これらの連携のため中間サーバの構築も求められており、この中間サーバを介して、新たな市民サービスを提供するシステムも十分検討されなければなりません。そのシステム

の構築に当たっては、クラウドのメリットを十分に勘案し、クラウド化の検討も合わせて行っていきます。

● セキュリティについて

セキュリティ面においては、世界的に個人情報の漏えいやコンピュータウィルスの脅威、また先の東日本大震災をはじめとする災害等様々な問題が生じており、これらの脅威への対策も必要です。

狛江市では平成 25 年竣工予定の免震工法を採用し、最大 72 時間稼働の非常用電源装置を備えた堅牢な防災センターに現在本庁舎にあるサーバ室の移設を行い、災害時等に備えたデータセンター運用を行います。また、現在各フロアにあるサーバ機器群も順次防災センターサーバ室内に移設し、管理の一元化による効率化を推進すると同時に情報資産の保護を促進します。

狛江市では、市民の方々の個人情報をはじめ、重要な情報資産を多数保有しています。情報化を進めるに当たっては、これらの情報資産を保護することが最優先かつ最重要な課題であることを認識し、十分なセキュリティ対策を講じていくことが大切です。

今後も、狛江市情報セキュリティポリシーの遵守を職員に徹底していくとともに、セキュリティ関連の情報の収集および対応に努め、様々な脅威から情報資産を守っていくことが必要であると考えます。

● 「狛江市情報化アクションプラン 2013」の計画期間

「狛江市情報化アクションプラン 2013」の期間は、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間とします。

「狛江市情報化アクションプラン 2013」は狛江市における情報化推進施策について、その基本的な方向性を示すものです。

しかしながら ICT 分野を取り巻く環境の変化は非常に急激です。

このため、この「狛江市情報化アクションプラン 2013」策定後においても、社会状況や ICT 環境の変化を考慮しながら、随時、必要な見直しを行っていくものとします。

● 情報化推進施策の長期的な展望

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
行政サービスの向上					マイ・ポータル運用開始	
行政事務の効率化				マイナンバー利用開始 (社会保障、税、防災分野)		
行政情報化推進基盤の整備					地方自治体マイ・ポータル 連携開始	
電子自治体に向けての推進					マイ・ポータル運用開始(再掲)	
			マイナンバー 中間サーバ導入			

※ マイナンバーについては、国の動向により変更がある可能性があります。



3 「狛江市情報化アクションプラン 2010」の評価

～ 5つの目標の評価とこれからの流れ～

「狛江市情報化アクションプラン 2010」を振り返り、PDCA サイクルの Check（点検・評価）の観点から評価付けをし、今後の考え方をまとめました。

評価については「達成」・「継続」・「削除」に分類しました。

「達成」・・・情報化計画として達成し継続的運用が行えたもの

「継続」・・・引き続き計画の実施に向けた取り組みや検討が必要なもの

「削除」・・・情報政策の変遷により計画より削除、若しくは国や都の制度変更等により項目の変更により削除したもの

Ⅰ：行政サービスの向上		H22	H23	H24
狛江市ポータルサイト及び情報公開の場としてのホームページ	継続			
住民基本台帳カードの運用	削除	社会保障と税の共通番号制度（マイナンバー）への対応に移行		
住民基本台帳法等の一部改正等に伴う住民基本台帳システムの改修	達成	検討……………改修… H24達成 		
コンビニエンスストアを利用した収納の導入	達成	検討……………構築… H25達成		
オンライン登記情報提供制度による登記情報の確認	達成	H22達成 	運用	
地域の防災分野における情報通信の高度化	継続	安心安全を守るシステムの高度化に移行		
地域の防犯・防災に関する情報配信サービス	継続	安心安全を守るシステムの高度化に移行		
情報提供・情報交換を通じた交流の場としての子育てポータルサイト	達成	…検討…構築… H23達成 		
生涯学習支援の充実	継続	文化財関連情報の積極的な情報発信に移行及び生涯学習データベース構築を新設		

平成 22 年度には、オンライン登記情報提供制度による登記情報の確認ができるようになりました。

平成 23 年度には、情報提供・情報交換を通じた交流の場としての子育てポータルサイトを開設し、運用しています。

平成 24 年度には、住民基本台帳法等の一部改正等に伴う住民基本台帳システムの大規模な改修を行いました。

平成 25 年度からはコンビニエンスストアを利用した収納を開始し、納税の利便性が向上します。

II：行政事務の効率化		H22	H23	H24
行政事務の電子化によるBPR（業務改革）	継続			
電話催告システムの導入	達成	H22達成		
住居表示管理システムの運用と他システムとの連携の検討	達成	H22達成		
子ども手当管理システムの導入	達成	H22達成	平成24年度には新法である児童手当へ対応	
福祉総合システムの充実	継続			
保健事業支援システムの導入	達成	H22達成		
母子福祉・女性福祉資金の貸付償還の管理システムの導入	削除	Excel台帳で処理		
保育システムの導入	達成	……………検討……………構築……………		H24達成 
学齢簿管理・就学援助システムの構築	達成	……………検討……………構築……………		H24達成 
私立幼稚園児補助金交付管理システムの導入	削除	福祉総合システムの充実に統合		
土木積算システムの導入	達成	……………検討……………構築……………		H24達成 
電子決裁システムの検討	削除	時期尚早のため将来的な検討項目とする		
全庁的な情報共有の実現	継続			
メインフレームの最適化の検討	継続	基幹システム最適化の検討に移行		

平成 22 年度には、電話催告システムの導入、住居表示管理システムの運用、子ども手当管理システムの導入、保健事業支援システムの導入を行いました。

平成 24 年度には、保育システムの導入、学齢簿管理・就学援助システムの構築、土木積算システムの導入を行い、事務の効率化を実現しました。

Ⅲ：行政情報化推進基盤の整備		H22	H23	H24
情報化施策を推進するための体制整備	継続			
情報化に対応する人材の育成	継続			
情報セキュリティポリシーの運用及び見直し	継続			
コンピュータセキュリティ対策	継続			
個人情報保護対策	継続			
国民投票システムの導入	削除	予定なしのため削除		
総合行政ネットワークとの連携	継続			
オンライン手続における認証基盤の運用	継続			

Ⅳ：電子自治体に向けての推進		H22	H23	H24
オンライン利用促進	継続			
電子申告の導入に関する検討	達成	…検討…構築… H23達成 運用 		
マルチペイメントネットワークとの連携に関する検討	継続			
調達手続の電子化の推進	継続			

Ⅴ：環境に配慮した情報化		H22	H23	H24
グリーンICTによる情報化推進	削除	全市的な環境基本計画に盛り込むため情報化アクションプランの項目からは削除		

平成 23 年度には電子申告の導入を行い、個人住民税・法人市民税・固定資産税（償却資産）の申告をインターネットを利用して行うことができるようになりました。



4 情報化推進の4つの考え方

I：行政サービスの向上

II：行政事務の効率化

III：行政情報化推進基盤の整備

IV：電子自治体に向けての推進

I：行政サービスの向上

近年のICT技術は日々進化を遂げ社会全体が急激なスピードで変革を遂げ、行政を取り巻く環境や住民意識の変化により、ますます行政の果たすべき役割や行政へのニーズは複雑多様化してきています。

市民サービスの向上には、市民の視点を重視し市民本位のサービスを最小の経費で最大の効果を挙げる必要があります。

市民のニーズや要望を十分調査検討を行い、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供し、市民サービスの向上を図っていきます。

I：行政サービスの向上

これまでの主な実績

平成 12 年度 狛江市ホームページ開設
 平成 13 年度 施設予約システム稼動
 自動交付機稼動（住民票・印鑑証明）
 平成 14 年度 住基ネットサービス開始
 図書館ホームページ開設
 平成 17 年度 地域安心安全情報共有メール開始
 平成 22 年度 こまえ安心安全情報メール開始
 平成 23 年度 子育てに関するポータルサイト構築

これからの主な予定

平成 25 年度 コンビニエンスストア収納の導入
 平成 27 年度以降 マイナンバーの使用開始予定
 平成 28 年度以降 マイ・ポータル運用開始予定
 平成 29 年度以降 地方自治体マイ・ポータル連携開始予定

平成 12 年度には、暮らしや市政に関する最新情報と、施設、文化、自然、スポーツなどについて紹介する、狛江市ホームページを開設しました。平成 22 年度には ASP を活用し、安心で安全なまちづくりの一環として、災害情報と不審者（犯罪）情報を配信する、こまえ安心安全情報メールを開始しました。平成 23 年度には子育てに関する最新の行政情報、地域密着のイベントなどを提供する、子育てに関するポータルサイトを構築しました。平成 25 年度からは、コンビニエンスストアで市税等の支払ができるコンビニエンスストア収納が開始されます。

【Ⅰ：行政サービスの向上】

◎ 社会保障と税の共通番号制度（マイナンバー）への対応

現状

社会保障と税の共通番号制度（マイナンバー）とは、「社会保障と税の一体改革」にかかわる個人識別番号を使った制度のことです。平成 24 年 12 月の政権交代に伴う一連の流れの中でマイナンバー法案は一旦廃案となりましたが、新政権でも改めて閣議決定されました。行政の効率化へ向け、情報の共有そして組織間連携の推進を避けて通れるものではなく、また新たな形で国会の審議にかけられることとなりました。

社会保障と税の共通番号制度が導入されると、さまざまな行政手続きにおいて各種申請書の添付が不要となったり、自分の個人情報がインターネット上で確認できる「マイ・ポータル」が導入されるなど、市民サービス向上に大きく貢献することが期待できます。

今後の展開・課題

共通番号制度の導入にあたっては、狛江市の既存システムを政府が運用する情報連携用の情報提供ネットワークシステムと連動させるために、新規に中間サーバを構築する必要があります。

中間サーバについてはクラウド技術などを利用して複数団体で共同利用することで経費を節減できる可能性があることから、都や市区町村と連携して最適なシステムの検討を進めていきます。

既存システムで管理している市民の宛名情報についても、共通番号情報を付加するためのシステム改修を行う必要がありますが、住民記録・税・福祉など、影響範囲が多岐に渡り、改修規模が大きくなることが想定されます。既存ベンダー等と協力して改修規模と予算を正確に把握することが課題です。

また、共通番号制度に関する社会保障分野の対応は、具体的な方向性が明確に示されておりません。今後のスケジュールについて国の動向を注視すると共に、継続的に情報収集を行い、適切な時期に適切な措置を取ることで、新制度への対応を行っていきます。

【担当部署：総務課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
情報収集・検討			
既存システム改修			
中間サーバ導入			
個人番号通知			
マイナンバー運用開始			

【Ⅰ：行政サービスの向上】

◎ 狛江市ポータルサイト及び情報公開の場としてのホームページ

現状

狛江市では平成 12 年度にホームページを開設してから、必要な情報を迅速かつ的確に発信することができるインターネットの特性を活かして、市民や地域への情報提供の場としてホームページの内容の充実を図ってきました。また、平成 18 年度にはライフイベントごとによるメニューの再構築や検索機能の充実、イベントカレンダーの新設等により、利用者がその目的を容易に達成できるよう、使いやすさを考慮したホームページにリニューアルしました。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では狛江市ホームページにアクセスが集中するなど、情報伝達手段としてホームページが果たす役割はますます高まっています。

今後の展開・課題

今後は電子自治体が本格的に移動し、現在運用している施設予約システム、電子申請・電子調達等や、今後運用が予定されている情報ネットワークシステムの「マイ・ポータル」（個人が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み）のようにインターネットを通じて提供される行政情報や行政サービスが増えていくことが予想されるため、各サービスの連携の充実等、ポータルサイトとしてのさらなる環境整備を行っていきます。

災害時においても継続的に情報発信していく仕組みの整備を行っていきます。

また、今後検討すべき課題として

- ① 図書館に配置している利用者用インターネット端末に加え、他の公共施設等においても、狛江市のホームページの閲覧ができる端末を増やすことやユニバーサルデザイン化についての検討を行い、デジタル・ディバイドの改善等を図っていくこと。
- ② モバイル端末に対応したホームページについて、市民のニーズを十分に踏まえながら、今後の進め方について検討していくこと。
- ③ 安定的に情報発信していくために、ホームページのシステムの共同利用について検討していくこと。

等が考えられます。

【担当部署：秘書広報室、総務課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ポータルサイトとしての充実			
ホームページの内容の充実			
今後考えられる課題の検討			

【Ⅰ：行政サービスの向上】

◎安心安全を守るシステムの高度化

○ 要援護者に対する迅速な情報伝達

現状

現在、一定の震度以上の地震が発生したときに、計測震度計内に聴覚障がい者に対する伝達としてファクシミリによる自動送信機能を備えています。同時に、必要な職員を参集させるため、同震度計内に設置したメール発信機能による参集も行っています。

今後の展開・課題

聴覚障がい者をはじめとする要援護者への伝達について、自宅に限らず、外出しているときにも情報が届くようにするため、広く普及しているメール機能を活用していくことを検討します。

メール機能は夜間や休日など、閉庁日にあっても伝達できるよう自動送信する仕様とすることを検討します。

○ り災証明発行システムの構築

現状

災害時は一度に多くの者が被災するため、その被害を公的に証明するり災証明の発行が必須となります。しかし、り災証明に係る業務には、現地における被害状況の確認、被災度の判定、被災者ごとの証明書の作成、発行申請の受付・交付など、対象者数の多さからも事務量が多く、東日本大震災や豪雨被害等によるり災証明受付では、多くの混乱が発生しています。

泊江市においても同様の混乱が想定されるため、正確かつ円滑な発行を行うためのシステム構築が必要です。

今後の展開・課題

現在、り災証明発行に関するシステムについては、調査結果に基づくシステムへの入力作業が必要なこと、サーバ設置等の課題があり、費用対効果も考慮したうえで、より効率的で正確な交付につながるようなシステム構築を検討していきます。

○ 防犯カメラの設置

現状

市内における犯罪の発生件数は、地域による防犯の取組による効果もあり減少傾向にありますが、依然として不審者情報やひったくりが発生している状況です。

今後の展開・課題

市民が安心して安全に暮らし続けられるまちの実現に寄与することを目的として、市内の公共の場所に防犯カメラを設置し、犯罪の防止・抑制につなげます。

防犯カメラの設置事業は、「泊江市安心で安全なまちづくり基本条例」第9条に規定する基本施策のひとつである防犯施策を具体的に実行するための取組みのひとつとし

て位置づけます。

防犯カメラの設置、運用は地域が主体となることを基本とします。

防犯カメラの運用にあたっては、十分に適正な管理を行い、プライバシーをはじめとする市民等の権利を保護しながら行います。

○ 防災行政無線のデジタル化

現状

防災行政無線は、市民への避難勧告・指示等を行う際の重要なツールの一つです。

防災行政無線放送システムについて、親局は庁舎に設置しており、ここから市内に 27 局設置してある子局を通じて市内に放送しています。この 27 子局はすべてアナログ式です。

防災行政無線は、平成 34 年 11 月 30 日をもって現在使用しているアナログ周波は廃止となるため、それまでにデジタル化又は新式のアナログ周波へ移行する必要があります。

今後の展開・課題

移行にあたっては、現在の主流であり、総務省から推奨されているデジタル式を採用します。

デジタル化にあたっては、難聴地域や不明瞭な音声等といった課題の解消と、入替えに係るコストとを十分に比較検討したうえで決定することとします。

【担当部署：安心安全課】

項 目	平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度
要援護者情報システム検討				
り災証明発行システム検討				
防犯カメラの地域による運用	設置	運用		
防災行政無線のデジタル化 開始・運用	デジタル化開始	運用		

【Ⅰ：行政サービスの向上】

◎ クレジットカードを利用した収納の検討

多様化する市民の生活環境のもと、納税者の利便性を図るため、クレジットカードを利用した収納を検討します。

インターネットを活用することにより、住民のニーズやライフスタイルに合わせた納税を可能とするクレジットカードを利用した収納は、納税者の利便性の向上が見込めます。

導入にあたっては、費用対効果や導入後の事務の円滑かつ効率的な運用方法等を考慮する必要があるため、先行実施団体の事例を踏まえながら、導入方法及び対象となる税目等について十分に検討していくことが必要です。

【担当部署：納税課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
クレジットカード収納の検討			

【Ⅰ：行政サービスの向上】

◎ 生涯学習データベース構築

現状

現状の生涯学習団体情報については、公民館や地域センター、地区センター等、各施設ごとに施設利用登録団体として情報を管理しており、市民からの問い合わせについても各施設で個別に対応している状況です。また、団体自身が狛江市のメディアを使って情報発信を行うには「わっこ」等の紙媒体で行っており、情報量や即時性について制限があります。

今後の展開・課題

平成 25 年度については、現在登録のある団体へ調査票を送付し、団体情報の一元化を図るものとします。生涯学習データベースは、団体自身で内容を更新することができ、インターネットで団体情報を公開できるものです。現行の紙媒体の代替となるものではありませんが、生涯学習を更に推進していくためには、潜在的需要を掘り起こし、団体の活動をさらに支援していく必要があります。また、団体自身が情報発信ができる体制を整えることで、団体の更なる生涯学習活動の活性化を促進することができます。

今回の生涯学習のデータベース導入にあたっては、全国で 2 番目に小さい市域という特徴を活かし、コミュニティが生まれやすい環境を整え、市民一人一人が自己実現を図る一助とするものです。主役である市民が有機的に結びつき、新しい価値観を広げていくことを図るとともに、団体自身も情報発信を簡易に行える体制を整えることで、その有機的なまとまりが広がり、地域の活性化、ひいては狛江市全体における活性化を推進していくものです。平成 26 年度を目途として、費用対効果を見据えながらデータベース構築の検討を行っていきます。

【担当部署：地域活性課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
調査票の送付・回収 ・データ一元化			
データベース化検討			
データベース構築・ システム運用		構築 運用	

【Ⅰ：行政サービスの向上】

◎ 文化財関連情報の積極的な情報発信

現状

地域の歴史や文化財に関する情報提供の方策として、狛江市のホームページのなかに「こまへの文化財」ページを設け、「指定文化財一覧」や「文化財ノート」、「語り継ぐむかし」等を紹介していますが、テキスト中心のつくりで視覚に訴える工夫が必要です。

更に、市教育委員会では、これまで市民の方々から寄贈頂いた歴史史料や民具、市内の遺跡調査において出土した遺物等を多数の文化財を保管・管理しています。また平成24年度からは新狛江市史編さん事業が開始されたことから、編さん事業の進展に伴って新たな資料の蓄積が進むことが想定されるものの、現在、狛江市には地域の歴史・文化財に関する博物館等の常設の展示施設がないため、これら多数の文化財を市民に広く公開するなど有効に活用する手段が限られているのが現状です。

今後の展開・課題

生涯学習や余暇活動の一環として、地域の歴史や文化財に関する情報提供に関するニーズは高まってきており、今後、このようにニーズに応じていくために、地域史・文化財に関する積極的な情報提供の充実が求められます。文化財については、実物に触れる機会を設けることが何よりも必要ではありますが、施設面等で現状では困難なことから、まずは視覚的にも有効なデジタルデータを整備し、活用していきます。

まずは、現在ホームページ上で公開している「こまへの文化財」のページについて、市史編さん室とも協力しつつ充実させていく必要があります。なかでも、歴史資料・文化財については、視覚に訴えるような情報提供の方策を検討していきます。

また、現在教育委員会で保管・管理している文化財のうち、公開可能なものについては、台帳・検索システムを整理し、市民が検索し画面上で閲覧できるように整備していきます。更に、その検索システムをもとにホームページ上のデジタルミュージアムへと発展させることにより、これら資料を誰もが自由に閲覧できるようになり、市民の共有財産として、広く活用することが可能となります。

【担当部署：社会教育課・市史編さん室】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
管理文化財台帳のデジタル化			
公開システムの検討			
運用準備			

【Ⅰ：行政サービスの向上】

◎ 施設予約システムの充実

現状

平成 13 年度末より公民館や体育館等のスポーツ施設をインターネット等を通じて予約できる、狛江市施設予約システムを稼働し、平成 20 年 6 月のリニューアルの際に、スポーツ施設・公民館・地域センター・学校施設等の施設の予約・空き情報の検索をインターネット及び市内各施設にて行えるようになりました。

平成 25 年度システムの更新に伴い、利用者にとって、より見やすく、より便利に利用できるように検討していきます。

今後の展開・課題

現状の施設予約システムが平成 25 年 5 月末までのため、平成 25 年度中にシステムの更新が必要となります。その更新に伴い、現行システムの再リースと更新に伴う調整等について検討を行い、費用対効果を勘案しながら、利用団体、及び利用者にとって、よりよいシステムとなるよう、現状のシステムの問題点を整理しながら、各課と連携し、検討し、導入を実施していきます。

【担当部署：公民館】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現システムの 運用・再リース	運用 再リース		
新システムの 構築・運用	構築 運用		

【Ⅰ：行政サービスの向上】

◎ 図書館利用向上のためのホームページ

現状

図書館のホームページは、平成 21 年度に図書館貸出しシステムのリニューアルを行いましたが、ホームページについては専用のシステムを使用していたため、ホームページのトップページから資料検索・利用者メニューへ進むと元のトップページへ戻れず、利用者に不便をかけていました。そのため、平成 24 年 7 月にホームページのリニューアルを行い、改善しました。

また、利用しやすいホームページを目指し、こどもページやアルバム昭和の粕江など、新たなコンテンツを増やしました。

今後の展開・課題

図書館に来館しなくても図書館ホームページから様々な情報を受け取れるように今後も発信していくことを目指していきます。

【担当部署：図書館】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
図書館ホームページ運用 及びさらなる充実			

Ⅱ：行政事務の効率化

現状の業務量・業務内容を調査・分析を行い、行政事務の効率化に向けた取り組みを行っていきます。

また、ICTを活用して行政事務そのものを電子化するだけでなく、その過程で既存の事務を抜本的に見直し、事務事業コストの高いシステムから低いシステムに切り替えるなど、効率的・効果的なコストの節減を図りながら、行政事務の質的な向上を実現していきます。

Ⅱ：行政事務の効率化

これまでの主な実績

昭和 39 年度 電子計算機導入
 平成 3 年度 住民記録漢字オンラインシステム稼動
 平成 4 年度 印鑑登録オンラインシステム稼動
 平成 8 年度 全庁財務会計オンラインシステム稼動
 平成 11 年度 文書管理オンラインシステム稼動
 平成 12 年度 全庁内部情報統合オンラインシステム稼動
 平成 18 年度 税総合オンラインシステム稼動
 平成 20 年度 全戸籍オンラインシステム稼動
 平成 22 年度 電話催告システム稼動
 子ども手当管理システム稼動
 平成 24 年度 保育システム稼動
 学齢簿管理・就学援助システム稼動

これからの主な予定

平成 25 年度 新福祉総合システムの効果的運用
 平成 26 年度 図書館システムの充実
 平成 27 年度以降 マイナンバーの使用開始予定（再掲）

平成22年度には電話催告システム及び子ども手当管理システムを導入しました。平成24年度には保育システムおよび学齢簿管理・就学援助システムを構築しました。職員数が減少した上での地方分権による業務の増加を、情報化によりサポートします。

【Ⅱ：行政事務の効率化】

◎ 行政事務の電子化による BPR（業務改革）

現状

BPR（Business Process Reengineering）とは、「コスト、品質、サービス、スピードといった、重要かつ現代的な評価尺度を使って業績の劇的な改善を達成するための、ビジネスプロセスについての根本的な見直しと劇的なデザイン変更」と定義されています。

行政事務の電子化にあたっては、単にこれまでの手法を引き継ぐのではなく、事務の内容、事務の流れ、更には組織構造を分析し、最適化することが必要です。その上で、既存 ASP 及び業務用パッケージシステムの活用やアウトソーシングの活用、及び他の市区町村との共同開発・共同運営等を行うことにより、簡素で効率的なシステムを構築していくことが重要です。

業務用パッケージシステムの導入の際には、パッケージシステムの持つ標準的な機能を優先し、これまでの処理プロセスを抜本的に見直した上で、その処理の中で必要な独自性としてカスタマイズを検討し、行ってきました。

これにより、事務処理の効率化とシステム導入時のコストの削減を図ることができ、更に、システム稼働までの時間を短縮することが可能となります。

今後の展開・課題

今後は外部ネットワークとの連携により運用する庁内システムの増加が考えられるため、対応を進めていきます。

また、国により検討が進められている「中間標準レイアウト仕様」など、新たなシステム構築、システム移行の手法についても調査、研究を進めていく必要があります。

BPR は、行政事務の効率化においてとても重要なことですが、狛江市の事務を変更することによる市民への負担が生じないように配慮しながら行っていきます。

【担当部署：総務課、政策室】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
課題抽出			
BPR の実施			

【Ⅱ：行政事務の効率化】

◎ 福祉総合システムの充実

現状

平成 6 年 4 月の機構改革に伴い、福祉部門では、法による各制度や医療総合相談窓口の実現、在宅サービスの一元的な提供等、市民ニーズに応えられる組織づくりを図りました。

しかしながら、頻繁な福祉制度の改正や新サービスの導入等、多様化する福祉需要に組織体制の整備や政策立案が追いつかず、平成 13 年 7 月に福祉部から健康福祉部に、平成 20 年 4 月には福祉保健部へ組織改正を行い、「高齢者」「障がい者」「子ども」といった縦割りの視点ではなく、横断的な視点を持った総合的な支援体制の構築と福祉サービスの充実により市民の健康増進を図ることとしました。

福祉業務においては、介護保険システム、生活保護システムに加え、平成 19 年度から福祉総合システムを導入し、障がい福祉・子育て支援・医療費助成部門を総合的に管理し、窓口相談業務等に活用しています。

今後の展開・課題

相談業務体制の充実に向けた新福祉総合システムの検討を進め、導入を実現します。新福祉総合システムの導入にあたっては、新システムが効果的に展開されるように、組織・業務の整理・統合並びに相談業務の充実に対応したカウンターの設置など窓口環境の整備を実施します。

【担当部署：福祉サービス支援室、子育て支援課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
既存システムの運用			
新システムの検討・導入	検討 導入		
新システムに対応した窓口環境の整備		検討 導入	
組織・業務の整理・統合に向けた検討			

【Ⅱ：行政事務の効率化】

◎ 図面作成システムの導入

現状

狛江市で発注している土木工事の設計図面は、委託で作成するほか職員がライセンスフリーの CAD を使用し作成しています。土木の業界では、AutoCAD というシステムが標準の CAD となっているため、委託で作成される図面の大半は、AutoCAD で作成し納品されています。委託で作成された図面をライセンスフリーの CAD で読み込むと文字化け等をおこし、そのままでは全く使用することができず、修正作業に多大な時間を要し、設計積算業務に支障をおよぼしています。

また、工事発注後は、図面のデータを請負業者に渡しそのデータを使用し工事の施工管理等を行っています。工事の施工管理のために請負業者との調整等を AutoCAD のデータで行うこともあり、工事の施工管理上も問題がある状況です。

更に、最近では、市民や関係機関等への説明資料作成の機会が多く、資料作成にはこの図面データを使用するため、この作業にも多大な時間を要している現状です。

今後の展開・課題

平成 25 年度に AutoCAD を導入し、土木工事の設計積算や施工管理等の効率化を図っていきます。

【担当部署：都市整備課】

項 目	平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度
システムの検討 (H24 年度)				
システムの構築・運用	構築	運用		

【Ⅱ：行政事務の効率化】

◎ 図書館業務システムの充実

現状

平成 21 年 12 月に現図書館業務システムへ移行した際に、図書資料データの一部移行に時間がかかり円滑になされませんでした。

また図書資料データ等の増加によりディスク容量が不足してきており、全集の各巻項目の一部が使用できていませんでした。今後は、より使用しやすい業務システムへと改善を図っていく必要があります。

今後の展開・課題

市民サービスの向上を目指し、図書館業務システムでの要である図書資料データの全件を載せられるシステムの導入や、狛江市各図書館の職員向け図書検索機能の共通データベース化等、より優れたサービスを提供できるシステムへ入れ替えをしていく予定です。

【担当部署：図書館】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現システムの運用			
新システムの検討			
新システムの構築・運用		構築 運用	

【Ⅱ：行政事務の効率化】

◎ 全庁的な情報共有の実現

現状

狛江市では、平成 12 年 8 月より庁内 LAN を用いた内部情報統合システムを稼動し、更に平成 17 年度にはグループウェア等の機能のレベルアップを行いました。この内部情報統合システム上では、庁内掲示板や、職員のスケジュール管理、会議室の予約、庁内メール等を利用しています。

更に平成 20 年 6 月より、職員意識の向上のために情報共有サイトをリニューアルし、職員内の質疑応答集や業務マニュアル等のコンテンツを提供し、職員の間での情報の共有化が行われています。

平成 23 年 6 月からは、庁内の電気使用量を随時情報共有する仕組みを整え、節電意識の向上及び電気使用量の抑制にも活用しています。

今後の展開・課題

今後も、これらの内部情報統合システムを活用し、業務の効率化と業務のノウハウを共有し、更に情報の共有化を図ることで、市民サービスの均質化を進めていくことが必要です。

そのためにも、グループウェア等の機能面や費用面を考慮しつつ、現行システムを継続するのか、変更して新たに導入するのかを検討していく必要があります。

【担当部署：総務課、政策室】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
グループウェアの活用			
業務ノウハウや職員意識共有の充実			
庁内メールによる情報伝達の充実			
最適なシステムの検討			

【Ⅱ：行政事務の効率化】

◎ 基幹系システム最適化の検討

現状

狛江市の住民情報・税情報等を担う基幹システムは、現在メインフレームで運用されています。メインフレームの特徴として、高い信頼性と堅牢性があり、最も安定した業務システムの一つであることと、更に、今までの長い歴史における膨大なプログラム資産や今まで培った様々な業務ノウハウなどがシステムに多く蓄積され、安定的に運用されていることが挙げられます。

今後の展開・課題

狛江市では、長年メインフレームにより基幹系システムを運用し時代の要請に合わせ、市民サービスや職員の利便性の向上を図ってきました。

この基幹系システムを現在のメインフレームで運用を継続するのか、クラウドシステムへと移行していくのかを検討するにあたり、まず考えておかなければならないことは、クラウドはあくまでも“手段”であって“目的”ではないということです。

従って、現在稼働している基幹システムをそのままクラウドに置き換えたとしても、同じ業務が別のシステムで稼働しているだけであり、市民が享受するサービスには変化を感じることはないということになります。

現在、狛江市で稼働している基幹系システムをそのままクラウドシステムへ移行するには多くの時間と検討が必要になります。狛江市ではメーカーから提供された基本パッケージを市民サービスの充実、職員の利便性の向上を目的として、数多くのカスタマイズが施されています。

一方、クラウドシステムは、民間ベンダーのパッケージシステムをそのまま利用することが一般的であるため、これをそのまま利用するだけでは、これまで実現できていた市民サービスや利便性の提供ができなくなることも予想され、サービス全体の低下を招く恐れがあります。

クラウドの本質は“サービスの利用”ということを考えますと、“利用”というまでには至ってはなく、まだまだ“真のクラウドシステム”になっていないのが現状です。しかし、各ベンダーともパッケージシステムをよりクラウドに見合ったものに進化させ、利便性の高いものにしていくものと予想されますが、この数年間でそこまでの進化は見込めず、クラウド化するには職員の打合せやデータチェック等、移行のための多大な労力が必要となることが予想されます。

狛江市では、セキュリティ面、業務継続面を十分に考慮した上で、平成 25 年竣工予定の堅牢な防災センターに、本庁舎にあるサーバ室の移設を行い災害時等に備えたデータセンター運用を行う計画としています。

まずはこの防災センターでの運用を前提とし、市民サービスの維持、セキュリティ面、業務継続面から、現行基幹系システムを維持することとし、今後、現行の業務システムの見直しを行った上で、クラウドへの移行について検討を行うものとします。

しかしながら、クラウドにはメリットがあることも事実です。

一般的なメリットとして、

- ① 低コスト
- ② 短期間でのシステム構築が可能（パッケージ利用前提）
- ③ 専門職員が不要

大きくはこの3点に集約されます。

基幹系システムについては、現行システムをそのまま維持するにしても、新しいシステム導入の際や、これまで予算面、時間面の制約により後回しにしていたシステムをクラウド化することで、より質の高い市民サービスの拡充、業務の効率化を図ることも可能であると考えます。

近い将来、国の機関、他団体と連携するシステムが必要となってきます。

これらの連携のため、住民情報が記録されている中間サーバの構築も求められており、この中間サーバを介して、新たな市民サービスを提供するシステムも十分検討されなければなりません。システムの構築に当たっては、上記クラウドのメリットを十分に勘案し、クラウド化の検討は行っていく必要があります。

ICT の進化はまさに日進月歩であり、また、新たな要請も出てくることが十分予想されます。これらの施策の実現に当たっては、ICT を十分に活用した業務設計が必要となり、現行基幹系システムに拘るのではなく、また逆に新たなトレンドにいたずらに飛びつくのではなく、地域住民の要望、職員の利便性の向上を十分に考慮し、地に足をついた ICT 施策を、狛江市として今後も展開していくものとします。

【担当部署：総務課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
基幹系システムの 安定稼働			
メインフレーム移設			
メインフレーム入替			
最適化の検討			

Ⅲ：行政情報化推進基盤の整備

行政情報化推進の進展に伴い、個人情報の漏洩やコンピュータウィルスの感染など、情報資産をめぐる脅威が増大しています。狛江市では、平成22年4月に「狛江市情報セキュリティポリシー」の改正を行い、さらなる情報セキュリティ対策の強化を図ってきました。

平成25年度以降、防災センター増築と本庁舎改修を行うのに合わせ、「市民サービスの向上」と「行政情報化推進基盤の整備」を実現するため、「災害に備えた業務システムと庁内ネットワークインフラの対応」を目標に加えます。

Ⅲ：行政情報化推進基盤の整備

これまでの主な実績

平成 7 年度 全庁 LAN 構築
 平成 14 年度 全庁 LAN 光ケーブル再構築
 平成 15 年度 LGWAN に接続
 平成 16 年度 狛江市情報セキュリティポリシー策定
 LGPKI 整備
 平成 22 年度 狛江市情報セキュリティポリシー改正
 平成 23 年度 LGWAN 回線増速（1Mbps→10Mbps）

これからの主な予定

平成 25 年度以降 災害時の業務システム継続運用の確立
 平成 25 年度以降 庁内ネットワークインフラの再構築
 平成 29 年度以降 地方自治体マイ・ポータル連携開始予定

情報化の推進により、行政情報化推進基盤の整備を進めます。

平成 15 年度に LGWAN に接続しました。平成 22 年度に狛江市情報セキュリティポリシーを改正、平成 23 年度には LGWAN を利用した eLTAX の運用開始に合わせ、LGWAN 回線の増速を実施しました。

平成 25 年度は、災害時に業務が継続的に運用できることを重点項目として加え、重要な情報資産を守るため免震構造の防災センターが竣工後、各業務システムを順次移設していきます。

【Ⅲ：行政情報化推進基盤の整備】

◎ 災害に備えた業務システムと庁内ネットワークインフラの対応

○ 災害時の業務システム継続運用の確立

現状

狛江市庁舎は、昭和 56 年度に建設された鉄骨鉄筋コンクリート造の建物ですが、設備も含め施設の老朽化が著しく大規模改修工事の時期を迎えています。

また、耐震診断の結果、必要とされる耐震性能を有していないことがわかり、耐震補強工事が必要となりました。さらに、狛江市の防災拠点でもあり、安心して安全なまちづくりや各業務システムを継続的に運用できる環境の整備等の観点から、その対応が必要となっています。

今後の展開・課題

本庁舎については、大地震後も大きな補修をすることなく、建物を使用できることを目標として耐震補強工事や、空調設備・給排水設備・外壁等の改修工事を現在行っており、平成 26 年 6 月に完了予定です。

その上で現在の庁舎の機能に必要な、災害時の防災拠点としての機能確保・地下電気設備の災害発生時における水没対策・電子計算設備の災害対策・エコ化の推進・執務スペースや会議室等の不足など様々な問題や課題を解消するため、市民ひろばの一部に防災機能を有した防災センターを新たに整備することとし、平成 25 年 7 月竣工予定で工事を行っています。

防災センターは、免震構造を採用し、大地震後も補修することなく建築物を使用できるよう設計され、非常用自家発電装置を設置し、最大 72 時間備蓄燃料のみで防災センターを機能させるのに必要な電力を供給することができます。

防災センターが竣工後、現在本庁舎のサーバ室内にある各ネットワーク機器や基幹系業務システムの移設を行い、災害等に備えたデータセンターとしての運用を行っていきます。

また、現在各フロアにあるサーバ機器群についても重要度の高いシステムから順次防災センターサーバ室内に移設し、管理の一元化による効率化を推進すると同時に情報資産の保護や業務システムの継続的運用を目指していきます。

○ 庁内ネットワークインフラの再構築

現状

庁舎の庁内ネットワークインフラは、平成 7 年に全庁展開を行う財務会計システムの稼動にあわせ整備を行いました。その後、平成 14 年に庁内ネットワークの再構築を行い、各階フロアまで光ケーブル 1 Gbps の幹線を引き、L2 スイッチハブで分岐させ運用しています。

また、庁内ネットワークのフロア内配線やネットワーク機器については、庁内情報端末等の更新時に随時更新を行っています。

今後の展開・課題

庁内ネットワークは、平成 14 年に敷設後 10 年以上が経過していることから、平成 25 年度の防災センター竣工に合わせ、防災センターを基点とした庁内ネットワークインフラを再構築していくこととします。

庁内ネットワーク幹線の再構築にあたっては今後の増速についても考慮し、光ケーブル 10 Gbps の敷設を行っていきます。また、全庁ネットワーク機器の再構築については、業務に支障が出ないように細心の注意を払い、旧ネットワーク機器との一時的な二重化を行いながら、確実に新ネットワーク機器への切り替えを行っていきます。

【担当部署：総務課・管財課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
防災センター建設			
防災センターへのネットワーク機器及びサーバ移設		 順次移設	
防災センターサーバ室での業務システム継続運用			
庁内ネットワークインフラの再構築			
新庁内ネットワークインフラの安定運用			

【Ⅲ：行政情報化推進基盤の整備】

◎ 総合行政ネットワークとの連携

現状

総合行政ネットワーク（LGWAN：Local Government Wide Area Network）とは、地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内 LAN）を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークです。

電子自治体の基盤として平成 13 年に本運用が開始されました。

LGWAN において、行政事務を目的とする LGWAN-ASP サービスは、LGWAN という非常にセキュアなネットワークを介して、利用者である地方公共団体の職員に各種行政事務サービスが提供されています。LGWAN-ASP を活用することで、地方公共団体間の IT 化格差、IT 活用格差等を軽減し、品質及びサービスレベルの高いアプリケーションを地方公共団体間で共同利用することにより、地方公共団体の IT 化を促進し、かつ、地方公共団体が独自にシステムを構築するより、標準的で経済的なシステムを導入・運用することができます。

今後の展開・課題

現行の LGWAN は、平成 19 年度に整備した機器により稼動しているものですが、総合行政ネットワーク運営協議会において、「第三次 LGWAN 整備計画」として見直し及び改善が行われます。必要なセキュリティを確保し、シンプルで経済的、かつ信頼性・拡張性に優れた地方行政ネットワーク基盤が構築されます。これを機に平成 25 年度中に移行を行っていきます。

また、平成 25 年度中には大規模災害への備えとして、LGWAN を利用して狛江市で稼動している戸籍情報システムと法務省が構築する戸籍副本データ管理システムを接続し戸籍の滅失を防止する仕組みを構築する予定です。

今後も、住民サービスの向上を検討しつつ、LGWAN 環境を利用した行政事務の効率化を検討していきます。

【担当部署：総務課、市民課、政策室】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
LGWAN の継続運用			
新たな活用の検討			
戸籍情報システムの接続			
LGWAN 接続機器の更新			

【Ⅲ：行政情報化推進基盤の整備】

◎ 情報化施策を推進するための体制整備

現状

狛江市の限られた予算の中で、組織の壁を越えて、全庁横断的に情報化施策を推進していくために、最高情報統括責任者（CIO：Chief Information Officer）を頂点とする、全庁的な情報化を推進するための体制をとっています。

今後の展開・課題

行政情報化推進委員会は行政事務の情報化推進に関する取組を全庁的に調整し、一体のものとするための命令機関としての機能を果たしてきましたが、今後、電子自治体化の全庁的な推進においても中心的な役割を積極的に果たし、ICT ガバナンスの整備を進めます。

また、前述したように、進展の著しい ICT 分野の知識や技術を職員が常に把握して、システムを管理、運用することは困難になりつつあります。今後はシステム開発や運用管理を専門業者にアウトソーシングすることなどを考えていく必要があると思われます。その中で、ICT 分野において専門的な技術や知識を持ち、CIO を支える CIO 補佐官の創設についても引き続き検討を進めていきます。

情報システム部門については最新の技術の動向を把握した上で、主管課からの要望に基づいて業者を適切にマネジメントできる人材としての強化を図ります。

現在、情報システム部門が扱っている業務は、基幹システム業務の運用、新規業務システム開発及びメンテナンス、庁内 LAN 及び内部情報システムの管理・運用及び情報化政策の推進に関することなど多岐にわたります。

そのため、情報システムの最適化に向けた情報政策のあり方など、情報化政策の推進に関することを情報システム部門の業務から切り離して専門に検討していく部署の創設についても引き続き検討を進めていきます。

【担当部署：総務課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
行政情報化推進委員会の組織強化			
アウトソーシングの検討			
情報化政策推進部門の検討			

【Ⅲ：行政情報化推進基盤の整備】

◎ 情報化に対応する人材の育成

現状

電子申請や電子申告等をはじめとした行政サービスのワンストップ化を可能にし、行政事務のさらなる効率化を目指す「電子自治体」を構築するため、各職場においてもパソコンの使用は不可欠なものとなっています。外部からの攻撃や詐欺行為、あるいは人為的な錯誤により個人情報や機密情報を流出させる等の危険性を職員一人一人が認識し、情報の適切な取扱いとともに効率的な情報処理技術等について学び、情報リテラシーの向上に努めることで、情報化に対応した人材へと成長していく必要があります。

今後の展開・課題

電子自治体として狛江市情報セキュリティポリシー等を的確に運用し、庁内 LAN、職場における各種システム等を有効活用していくために、情報処理技術や情報リテラシー向上のための研修を通じて、情報化に対応する人材の育成を計画的に行い、組織として情報倫理・情報セキュリティに対する意識向上を図ります。

また、内部情報統合システム等も利用した継続的な注意喚起により、職員の意識の向上を図り、個人情報等の流出を未然に防ぎます。

【担当部署：職員課、総務課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
研修等の整備			
継続的な注意喚起			
職員の意識向上			

【Ⅲ：行政情報化推進基盤の整備】

◎ 狛江市情報セキュリティポリシーの運用及び見直し

現状

情報技術の進展により個人情報の電子化、電子メールや電子掲示板等の活用によるペーパーレス化等、情報システムの活用が進む一方、情報漏えい、不正アクセス、ウイルス感染等の情報セキュリティ事故、事件が頻発しています。

狛江市では高度にネットワーク化した情報システムに対して、その利便性を享受しながら、同時に狛江市の情報資産を守るため、情報資産の取り扱いについて組織としての意思を統一し、狛江市の情報セキュリティについて明文化した方針である狛江市情報セキュリティポリシーを平成 16 年度に策定しました。

また、平成 21 年度に、平成 18 年 9 月に総務省より出された「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき見直しを行い、「外部委託」、「例外処理」、「懲戒処分等」の項目を追加し平成 22 年 4 月に改正しました。

現在は、情報セキュリティポリシーを運用することで、庁内の情報セキュリティの確保を行っています。

今後の展開・課題

しかしながら、情報セキュリティポリシーは策定しただけでは意味を成さないため、定期的に情報セキュリティに対する啓発を行っており、新任職員や嘱託職員に対する研修の中でも常に情報セキュリティポリシーの重要性についての説明を行っています。

また、情報セキュリティポリシーは、激しく変化する高度情報化社会に対して、その変化に対応していかなくはなりません。そのような変化に対応して情報セキュリティの確保ができるように、今後も PDCA サイクルに基づき見直しを行っていきます。

外部記憶媒体の運用及び外部記憶媒体によるデータの持ち出し等についても、管理の徹底を図ります。

【担当部署：総務課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
狛江市情報セキュリティ ポリシーの運用			
狛江市情報セキュリティ ポリシーの見直し			
外部記憶媒体管理運用の徹底			

【Ⅲ：行政情報化推進基盤の整備】

◎ コンピュータセキュリティ対策

現状

情報通信技術の進展に伴い、個人情報の電子化、インターネットや電子メールの普及によりクラッカーの攻撃や不正アクセス、ウイルス感染、ファイル共有ソフトによるデータの破壊や内部電子情報の流出などの事件や事故が増えてきています。

しかしながら、行政事務の効率化、ホームページによる情報公開等、外部とのネットワーク接続は切り離して考えることはできません。

狛江市では、媒体等の利用制限を始めとして様々な対策を行っています。

今後の展開・課題

今後、電子申請・電子交付などのインターネットなどを利用して行政事務を行うことを考えるとより一層のセキュリティの強化が必要になります。

ネットワークを通じての外部からの侵入に関しては現在、ファイアウォールなどのハードウェア対策のほかに、アンチスパム・アンチウイルス対策とコンテンツフィルターといったソフトウェアの導入によるセキュリティの強化を行っています。今後は更に人的セキュリティの観点から職員のセキュリティ意識の向上など、外部からの攻撃のみではなく内部からの情報漏えい等にも対応できるようなセキュリティ対策が必要です。外部記憶媒体の小型化・大容量化にも注意が必要です。

ただ、これらの対策はネットワークを通じて様々な業務を行うことを考えると高度な知識が要求されます。また、技術の進歩に伴い、必要な対策も著しく変化していくため、専門家によるセキュリティ監視、助言も取り入れながら対応していきます。

内部からの情報漏えい等の問題に関しては、策定された狛江市情報セキュリティポリシーにより責任の所在を明確にし、情報システム部門と各課に置かれた「セキュリティ管理者」との連携によってセキュリティの運用を行っていきます。

【担当部署：総務課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
セキュリティ対策の徹底			
システム監視運用			
今後のシステム監視の検討			

【Ⅲ：行政情報化推進基盤の整備】

◎ 個人情報保護対策

現状

狛江市においては、個人情報の保護を図るために「狛江市電子計算組織管理運営規則（以下「電算規則」という。）」を制定し、さらに情報通信技術の進展にあわせ、「狛江市個人情報保護条例」の改正、整備を行い個人情報の保護に努めています。

電算規則が制定された当時から、行政事務をコンピュータにより行い、大量のデータの処理・保管をするうえで不適正な利用が行われたり、個人情報が流出した場合の影響を考慮して、システムと外部との結合を禁止することにより、通信回線を介した個人情報の不当な利用や改ざん等から市民の個人情報を守るということに重点を置いてきました。

今後の展開・課題

現在は情報通信技術の進展及び庁内 LAN やインターネット環境などの整備により、ネットワークに接続しているコンピュータを業務で使う機会が増えています。そのため、外部からの攻撃のみならず内部からの個人情報の漏えいを含めて、より一層個人情報の保護を図る必要性が高まっています。

また、電子自治体に関する取組は更に進展することが見込まれ、その一例として、サーバのクラウド化、Twitter 等の SNS を利用した行政情報の発信が挙げられます。クラウド化においては他自治体とのデータの相互補完、SNS の利用においては情報の即時発信が行われます。こうした動きに対応した個人情報保護のあり方を検討していく必要があります。更に、地方税のポータルシステムである eTAX の利用や、共通番号制度導入に伴う、個人情報の目的外利用等の新たな課題に対応していく必要もあります。

このため、将来の高度情報化社会において行政事務の電子化によって市民の便宜を図りつつ、狛江市の様々な行政事務における個人情報の保護のために、電子計算組織管理運営規則、個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーに基づいて、これまで以上に万全の措置を図ることが求められます。

【担当部署：政策室、総務課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
関係条例等による運用			
狛江市情報セキュリティポリシーの運用			
高度情報化への対応			

【Ⅲ：行政情報化推進基盤の整備】

◎ オンライン手続における認証基盤の運用

現状

申請・届出といった手続を自宅のパソコン等を使ってオンラインで行う場合、地方公共団体が発信した電子的文書が真に当該地方公共団体によってなされたものか、また、申請者が発信した電子的文書が真に当該申請者からなされたものかを確認するために、地方公共団体には組織認証基盤（LGPKI）、申請者個人には公的な個人認証基盤が必要となります。

狛江市では平成 15 年 10 月に LGWAN に接続し、平成 16 年 4 月に地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）を整備しました。

今までは申請者が本人であるという確認をするために押印や身分証の提示等の確認作業を窓口で行っていました。オンライン手続を行う上では、これらの確認作業を電子的に行う仕組みである公的個人認証が必要になります。

現在、公的個人認証に関しては、「電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）」及び「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（公的個人認証法）」が法的に整備され、平成 16 年 1 月より住民基本台帳カードを使用した公的個人認証サービス（JPKI）の利用が可能となっています。

今後の展開・課題

政府認証基盤（GPKI）が「政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズム SHA-1 及び RSA1024 に係る移行指針（平成 20 年 4 月 22 日 情報セキュリティ政策会議決定）」に基づき暗号アルゴリズムを移行することを受け、地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）においても政府認証基盤（GPKI）と相互認証を行っている関係から、他の認証局とも同期をとって、暗号アルゴリズムを更新することとしています。

狛江市においては、平成 25 年度中に暗号アルゴリズムの移行対応を完了する予定です。

【担当部署：総務課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
LGPKI の運用			
JPKI の運用			
LGPKI 暗号アルゴリズム移行 対応			

Ⅳ：電子自治体に向けての推進

電子自治体とは、コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を行政のあらゆる分野に活用することにより、住民の方々や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするものです。

狛江市では、東京都内の地方公共団体が相互に協力・連携して住民サービスの向上と行政の高度化・効率化を図ることを目的として、平成 16 年 2 月に設置された「東京電子自治体共同運営協議会」に参画し、システムの共同利用による統一された利用環境を提供する共同運営サービスを、平成 16 年 12 月より電子調達サービス、平成 17 年 1 月より電子申請サービスを開始しました。

現在は、58 団体（平成 25 年 4 月現在）の都区市町村の団体が参加しサービスを提供しています。

また、平成 23 年度からは地方公共団体が共同でシステムを運営する eLTAX で地方税の申告、申請、納税などの手続きを電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きできるようになりました。

Ⅳ：電子自治体に向けての推進

これまでの主な実績

平成 13 年度 施設予約システム運用開始（再掲）
 平成 16 年度 電子調達・電子申請サービス開始
 平成 23 年度 eLTAX 導入

これからの主な予定

平成 25 年度 モバイルレジの導入
 平成 27 年度以降 マイナンバー中間サーバ導入予定
 平成 27 年度以降 マイナンバーの使用開始予定（再掲）
 平成 28 年度以降 マイ・ポータル運用開始予定（再掲）
 平成 29 年度以降 地方自治体マイ・ポータル連携開始予定（再掲）

平成 16 年度に ASP の共同利用による電子申請サービスを開始しました。平成 18 年度には電子入札を開始しました。平成 22 年度には eLTAX を導入し、一部の税の電子申告が可能となりました。

【IV：電子自治体に向けての推進】

◎ オンライン利用促進

現状

高度情報通信技術の進展と安価なインターネット環境の実現により、現在、あらゆる分野でインターネット上での手続きができるようになりつつあります。

平成 22 年 5 月、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）から「新たな情報通信戦略」が公表されました。

これは、「国民主権」の観点から、政府内で情報通信技術革命を徹底し国民本位の電子行政を実現する。加えて情報通信技術の徹底的な利活用により地域の絆を再生し、更に新市場の創出と国際展開を図る、としています。

そして、国民本位の電子行政の実現の中で国民 ID 制度の導入について示しています。

国民 ID 制度は、マイナンバー法案として検討されており、より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入することになります。これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性のさらなる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化が期待できます。

マイナンバー法案等については、法案が成立していないため正式には決まっていますが、平成 27 年中に個人と法人に対して番号を交付し、平成 28 年以降に社会保障分野、税分野、防災分野のうち、可能なところから番号と個人番号カードの利用を開始する予定です。

マイナンバーとは、日本に住んでいる日本国民と外国人に一人ひとつ交付される新しい番号で、住民基本台帳に登録されている最新の 4 情報（氏名・生年月日・性別・住所）と関連付けられ、住所や氏名が変わってもマイナンバーは原則として変わりません。社会保障や税、防災分野の手続きや事務に共通して使う番号とし、住所地の市区町村から書面で通知されることになっています。

このマイナンバーの利用は、社会保障、税、防災に関連する手続きや事務に共通して使われます。個人情報保護の観点から、マイナンバーを使うことができる事務や手続きはマイナンバー法案に明記され、それらに限定されます。また、マイナンバー法案に規定されていない場合に、マイナンバーの提供を求めることは禁止されます。

また、情報保有機関（「番号」に係る個人情報保有する行政機関、地方公共団体及び日本年金機構等）が保有する自己のマイナンバーに係る個人情報等を確認できるように、かかる情報を、個人一人一人に合わせて表示することができるマイ・ポータルを設けることとなっており、番号の利用開始から 1 年後の平成 29 年以降に利用できる見込みです。

そして更に平成 23 年 8 月に国の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）より示された「新たなオンライン利用に関する計画」の中では、

「現在オンライン利用が可能な手続全体について、費用対効果等を検討し、オンライン利用の範囲の見直しを更に進めていく必要がある。

また、これまでは実質的にすべての手続をオンライン化する方針であったため、非電子的処理を前提とした既存の業務の分析・見直しや手続の必要性が十分検証されないままオンライン化が進められており、今後はこのような反省に立った取組が必要である」

とされています。手続の特性上厳格な本人確認が求められる申請の電子化には、電子認証手段の抜本的普及拡大が不可欠であるなど障壁も多く、慎重に拡大を図るべきだとの方向性が示されています。

狛江市では、平成 15 年度より東京電子自治体共同運営協議会に参加し、LGWAN-ASP により共同開発した、個人認証に対応した電子申請システムを平成 17 年 1 月に整備し、既に各種電子申請の受付を始めています。

またホームページには「市長への手紙」「情報公開」「申請書ダウンロード」が既に整備され、Web 上での手続（申請書はダウンロードのみ）が可能となっており、図書館では図書貸出予約・リクエストサービス、公民館では公民館施設検索・予約サービス、体育館では狛江市民テニスコート・グラウンド・広場等の検索・予約サービスが開始され、多くの方に利用いただいています。

▽オンライン利用促進の意義

オンライン申請には、以下のような様々なメリットがあります。市民の利便性を高め、行政効率を上げていくためには、オンライン申請の利用を更に推進していく必要があります。

○市民に対する利便性

- ・ 24 時間 365 日、申請受付（時間的制限がない・ノンストップサービス）
- ・ 来庁することなく、申請可能（場所的制限がない）
- ・ 手続の共通化・窓口の一本化（ワンストップサービス）
以前はそれぞれの窓口を個別に訪れて行っていた手続が、Web や情報キオスク端末から一度に行えるようになる
- ・ 処理状況の照会をすることができる（行政手続の透明性）

○地方公共団体におけるメリット

- ・ ペーパーレス効果
（用紙購入、印刷、文書の保管・廃棄、文書交換、保管場所の省スペース化）
- ・ 郵送料の削減
- ・ 申請データのチェック自動化及び自動集計
- ・ データ共有の促進、検索性の向上
- ・ パンチ作業の不要化

今後の展開・課題

▽オンライン利用促進に向けて

狛江市が参加している東京電子自治体共同運営サービスは、平成 22 年度にシステムの入替を行い、利用者 ID の登録が不要な「簡易申請機能」や携帯電話での申請への対応など、利便性を高める機能が新たに追加されました。これらの機能を活かし、住民サービスの向上を図るためにも、「電子自治体オンライン利用促進指針」の考え方に基づき、オンラインの利用促進を考えていく必要があります。また、前述のマイ・ポータルの利用についても法案や制度を注視しつつ活用方法を検討していきます。その中で、狛江市としては、以下の点に注意しながら進めていくこととします。

1 全庁的なオンライン推進体制の確立

オンライン化推進に当たっては、迅速な情報の共有とともに、業務が多岐の組織に渡る場合、組織の枠を超えて業務改善の検討が必要であるため、全庁的な推進体制の確立が不可欠になります。例えば、各課横断的なオンライン推進チームを設け、積極的にオンライン化を進めていくことも考えられます。また、作業の効率的な処理や、システム的なものの見方を養うために、職員の情報リテラシーの向上も、併せて図っていきます。

2 申請種類の拡大

日常的に利用する手続や、繰り返し行われる手続等、業務に優先順位をつけてオンライン化を図ります。オンライン化に当たっては、電子証明の要否、手数料の受取方法、交付物の受渡方法等を勘案しながら進めていく必要があります。

3 申請の簡略化

申請書の提出だけをオンライン化し、対面による事前説明や、膨大な添付種類を求めるのでは、業務を迅速化、簡略化する効果が望めません。オンライン化に当たっては、業務の流れ、申請項目、添付書類等の見直しを、利用者の立場に立って進めていく必要があります。

4 PR

オンライン申請の方法や、サービスの種類をホームページのみならず、広報や、冊子等で周知し、オンライン申請を身近なものに感じてもらう必要があります。

5 ユーザビリティ（使い勝手）

申請に際して、必要な説明等はホームページ上に掲出し、記入例を載せる必要があります。また、入力に際して、ラジオボタンや、プルダウンメニュー等を使用し、入力支援を行っていきます。また、問い合わせ（利用者サポート）においては、FAQ（よくある質問とその回答をまとめた質疑応答集）の整備や、メールや電話での、窓口の一本化を図っていきます。

6 インセンティブ（動機付け）

各種のオンライン化の目途がついたときに、オンライン利用率を更に高めるために、マルチペイメントネットワークの活用や、手数料の割引等も検討していきます。

7 その他

- ・オンライン申請を補完するものとして、ホームページから必要な書類をダウンロードできるものを随時増やしていきます。
- ・高齢化や国際化に対応し、バリアフリー、多言語対応を進めていきます。
- ・証明書自動交付機のさらなる活用も考えていきます。

【担当部署：総務課、市民課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
オンライン申請の拡大			
ユーザビリティの強化			

【Ⅳ：電子自治体に向けての推進】

◎ マルチペイメントネットワークとの連携に関する検討

マルチペイメントネットワーク（以下「MPN」という。）とは、狛江市などの収納機関と金融機関をネットワークで結ぶことにより、利用者は金融機関の窓口の他、ATM・携帯電話・パソコン等の各種チャネルを利用して、「いつでも」、「どこでも」使用料・税金等の支払ができ、収納機関に対しては、収納済データが即時に通知されるようになる仕組みです。

金融機関が中心となって設立された「日本マルチペイメントネットワーク運営機構」では平成 16 年 1 月から「Pay-easy（ペイジー）収納サービス」としてこのサービスを開始しており、東京都では、Pay-easy 収納サービスによる電子納付を開始しています。

さらに他市の動向を踏まえながら、新たな収納システムの導入における費用対効果等を勘案し、システム導入の検討を行っていきます。

【担当部署：納税課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
他市の動向把握			
新たな収納システム導入の検討			

【Ⅳ：電子自治体に向けての推進】

◎ 調達手続の電子化の推進

現状

狛江市では現在、東京電子自治体共同運営協議会において共同開発した、電子調達サービスを整備し、インターネットを利用しての資格審査申請・受付サービス（登録、変更等の申請書の作成・送付、受付票・審査結果の受け取り）、電子入札（指名通知、質問と回答閲覧、入札書提出、開札状況・結果確認といった入札に関する手続き）を実施しています。

また、入札情報の閲覧（発注予定、入札（見積）経過、入札参加資格者、お知らせ情報などの検索）サービスが利用可能となっています。

これらのサービスにより、受発注者はコンピュータの前に居ながらにして入札行為等を行うことができます。競争性の向上、コスト縮減、事務の迅速化等の効果の他にも、受注者同士、また受注者と発注者が顔を合わせる必要がないため、談合等の不正をシステムの的に防ぐ効果が期待できます。

平成 24 年 10 月には、建設業法の改正に対応するシステム改修を行いました。

今後の展開・課題

調達手続の透明性、公平性の確保、競争性の向上、また事務の簡素・効率化、業者の負担軽減の観点から、電子入札の利用拡大を図っていきます。

また法改正や機能追加等によるシステム変更が発生した際には、東京電子自治体共同運営協議会の枠組みの中で各自自治体と連携して改修を円滑に進め、システムの安定的な運用を図ります。

【担当部署：総務課】

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
電子入札システムの利用拡大			
PR 活動推進			
システムの安定的な運用			

用語解説

ASP

Application Service Provider の略で、各種の業務用ソフト等のアプリケーションソフトを、インターネットを通じてユーザーが利用できるようにするサービス提供者のこと。

ユーザーは Web ブラウザを使って、ASP の保有するサーバにインストールされたアプリケーションソフトを利用することができます。

BPR

Business Process Re-engineering のこと。業務内容やその流れ（業務プロセス）を分析し最適になるよう再設計したうえで、業務内容や組織を変更したり業務プロセスを再構築すること。業務のやり方を見直し、より適切なものに改善していくこと。

CIO

Chief Information Officer のこと。狛江市の ICT 施策に関する調整を、全庁を統括する見地から行う者。最高情報統括責任者。

EHR

Electronic Health Record の略で、電子健康記録のこと。個人の健康情報や医療記録を電子化し、ネットワーク上で共有することで医療機関等の連携を図ることが出来るなどの効果が期待されています。

eLTAX

地方税の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。地方税ポータルシステム。

IC カード

IC は Integrated Circuit の略で、半導体集積回路のこと。IC カードは、プラスチックカードに IC を埋め込んだ記憶媒体のことです。

従来の磁気カードよりも多くの情報を記憶することができ、更にデータの暗号化によりセキュリティを確保することができます。

データを読み書きする方式の違いによって「接触式」と「非接触式」に分けられます。

接触式カードは、カード側に設置された接点(端子)を経由して端末がデータを取得します。

非接触式カードには、アンテナが内蔵されていて、微弱な電波を利用して端末と交信します。

非接触式カードは JR 東日本の「Suica」や PASMO 協議会の「PASMO」等に使われていることで有名です。

ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術と訳されます。

IT とほぼ同じ意味で用いられますが、IT の「情報」に加え、「コミュニケーション」が具体的に表現されていることから、より通信に関連する技術を念頭に置いた表現になっています。

国でも、「e-Japan 構想」では「IT」が盛んに用いられていましたが、2005 年を始点とする「u-Japan 構想」ではもっぱら「ICT」が用いられるようになり、「IT 政策大綱」も、2005 年までにはすでに「ICT 政策大綱」に改称されています。

ICT ガバナンス

情報化施策を統一的な方針の下で制御し進めるための、組織的な仕組み。

IT

Information Technology の略で、情報技術または情報通信技術と呼ばれる、コンピュータやネットワークに関する技術のことです。

L2 スイッチ

L2 スイッチ（エルツースイッチ）とは、ネットワークにおいて中継を行う機器（ハブ）の一種です。データの送り先を解析し、送り先の機器に関係のあるデータだけを送信します。

LAN

Local Area Network の略で、ビルや事業所などといった限定された場所において複数のコンピュータや周辺機器を接続して、ファイルやプリンタ等を共有するネットワークシステムの形態のことです。

LGWAN

Local Government Wide Area Network の略で、総合行政ネットワークのこと。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続した、行政専用のネットワークです。

Pay-easy

Pay-easy（ペイジー）とは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンや携帯電話、ATM から支払うことができるサービスです。

PDCA サイクル

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）の流れで、対策を継続的に改善していくことをいいます。

セキュリティ対策の計画の立案と実行、その後の評価と改善策の立案を行い、また新たに計画を立案していくという流れを踏むことで、情報セキュリティを管理する仕組みが完成に近づきます。

SaaS

Software as a Service の略で、インターネット経由でソフトウェアの必要な機能のみを利用する仕組み。またそのサービス。一般的に、利用する機能に応じた分だけの料金で利用します。

SNS

Social Networking Service の略で、人と人とのつながりをサポートしたコミュニティ型の Web サイトのこと。

趣味や興味のあること、居住地域などの共通の話題からつながりを通じて新たな人間関係を築き、コミュニティの場を提供する会員制のサービスです。

アウトソーシング

単純に民間への外部委託と混同されますが、あらかじめ契約によってサービスレベルを取り決めて、業務の開発・設計・運用などを、専門知識をもった外部業者に委託することをいいます。

インターネット

ネットワークとネットワークを相互に接続することによって、世界中に広がっているコンピュータネットワーク環境のこと。

DARPA（米国防総省高等研究計画局）が構築した軍事情報を管理する ARPANET が元々の始まりといわれています。

その後はその技術を元に大学・研究所等の学術機関が相互接続されるようになり、更に企業に接続されることにより商用のネットワークとして利用され、現在のインターネットになっています。

ウイルス

コンピュータに侵入して、コンピュータの正常な動作を妨げるプログラムのこと。

感染した場合、システムに対する破壊活動や、他のコンピュータに対してメールの大量発信などを行うといった感染活動を行います。

特定の日時や動作を行うことによって症状が現れたり、他のコンピュータに対して感染して症状を広げていく様子が、人間や動物に感染し発病する様子に似ていることからウイルスと呼ばれています。

クラウド

クラウドコンピューティングの略で、ネットワーク上の見えないところにあるサーバ群を「クラウド（雲）」にたとえ、ネットワークを介してサービスを利用する形態のこと。「どこからでも、必要なときに、必要な機能だけ」利用することができる特徴があります。

ASP や SaaS などが代表的ですが、「クラウド」の概念自体が拡大する傾向にあります。

クラッカー

ハッカーの中でも、悪意をもって他人のコンピュータのデータやプログラムを盗み見たり、改ざんや破壊などを行う者のことで、インターネットなどのネットワークを通じて外部から侵入します。

このような人々はハッカーと呼ばれることが多いのですが、本来のハッカーの意味はコンピュータ技術に精通した人々に対する尊称であり、悪い意味ではありませんでした。

このため、クラッカーとハッカーとは区別すべきであるとの主張もあります。

グループウェア

組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステムのことです。主な機能として電子メール機能、組織全体に広報を行う電子掲示板機能、メンバー間でスケジュールを共有するスケジューラ機能等があります。

個人番号カード

社会保障と税の共通番号制度で発行が予定されています。券面に氏名、住所、生年月日、マイナンバー、写真、その他個人を識別するものが記載されることが予定され、発行は各市町村で行う予定です。

マイナンバーと異なり、本人確認書類としてカードを使うことに制約はありません。ICカード化して中に券面記載事項の情報のほか、「公的個人認証サービス」の組込みが検討されています。

個人番号カードは「本人確認」と「番号の真正性の確認」のために使用できます。

コンテンツフィルタ

Web サイトの内容によって、有害と思われるサイトへのアクセスを防止するアプリケーションソフトのこと。

フィルタリングの方法はさまざまで、特定の語句を含むサイトへのアクセスを遮断したり、手作業で有害サイトのリストを作成したり、逆に、アクセスを許可する無害なサイトをリスト化したりする方法があります。

自治体クラウド

地方公共団体における各種システムを、ネットワークを介し共同利用するシステムとすることにより、効率的なシステム構築及び運用を目指すものです。

社会保障と税の共通番号制度

個人情報管理の効率化と行政サービスの向上を目的として政府が国民一人ひとりに重複しない番号「マイナンバー」を割り当てる制度です。2016 年 1 月以降の利用開始を想定しています。社会保障・税番号制度、マイナンバー制度とも言われます。

情報リテラシー

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のことをいいます。

情報セキュリティポリシー

情報通信システムのセキュリティ対策上での基本的な考え方を定めた基準のこと。
セキュリティ対策として必要な項目を洗い出して、個々の項目について具体的にポリシーとして規定をします。

セキュリティポリシーを策定することによって、セキュリティに対する利用者の意識の向上と、利用者個人の裁量で、その扱いが判断されることが無いように意識の統一化を図ることができます。

ダウンサイジング

装置やシステムなどを小型化、軽量化、小規模化すること。ICT においては、メインフレームを使用しないシステムへの移行のことを指して使われることがあります。

デジタル・ディバイド

パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に待遇や貧富、機会の格差が生じる場合があります、これをデジタル・ディバイドといいます。

個人間の格差のほかに、先進国と途上国との国家間の格差を指す場合もあります。

ノンストップサービス・ワンストップサービス

ノンストップサービスとは、行政で行っている様々なサービスを 24 時間 365 日休まずに（ノンストップ）提供すること。

また、ワンストップサービスとは、一つの窓口で申請すれば、自動的に複数の関連した行政手続が実施されるようにする（ワンストップ）サービスのこと。

ワンストップサービスの例として、住民票の住所変更の手続を行う際に、各行政機関の関連する手続すべての住所変更が自動的に行われるなどが考えられます。

パッケージシステム

既製の市販システムのことです。ICT の発展に伴い、自治体で使用するシステムは一から開発するのではなく、既製のシステムに各自治体に合わせた設定を行い使用するケースが

増えてきました。

ファイアウォール

インターネットと LAN の間等に設置することにより、外部との境界を流れるデータを監視して、外部からの攻撃や不正アクセスから内部のネットワークを守る仕組みのことで、防火壁にちなんでファイアウォールといわれています。

ポータルサイト

ポータル (Portal) とは玄関口のこと、かつては「Yahoo! JAPAN」や「Google」等、検索をメインとしたサイトを指すことが多かったのですが、最近では特定のジャンルに特化した情報サービスを提供するサイトもポータルサイトと呼ぶことが多くなっています。

マイナンバー

社会保障と税の共通番号制度、またその共通番号の愛称。個人情報管理の効率化と行政サービスの向上を目的として政府が国民一人ひとりに重複しない番号「マイナンバー」を割り当てる制度は、2016 年 1 月以降の利用開始を想定しています。

マイ・ポータル

マイ・ポータルとは、国民一人ひとりに提供される専用のポータルサイトです。自分のマイ・ポータルにアクセスすると、行政機関等がマイナンバーを使って自分の情報をやり取りした際の記録を確認することや、手続きのために複数の窓口を回ることなく電子的に手続きをワンストップで行うこと、世帯構成や所得といった個人の状況に併せて抽出された行政からのお知らせを閲覧することなどができる予定です。社会保障と税の共通番号制度において導入が予定されています。

メインフレーム

組織の基幹業務システムなどに用いられる汎用大型コンピュータのことです。ネットワークを通じて接続されている端末を通じてコンピュータを利用し、高い信頼性・セキュリティを持っています。

モバイルレジ

請求書に印刷されたバーコードを携帯電話やスマートフォンで読み取り、市税等の支払いができるサービスです。

ユビキタス

語源はラテン語（ubiquitous）で、『神は至るところに遍在する』という意味です。
ゼロックスのパロアルト研究所で研究されていた「ユビキタス・コンピュータ・プロジェクト」以降、注目された概念で、あらゆる電子機器がネットワークで接続され、いつでもどこでもインターネットに接続可能な状態をいいます。

登録番号（刊行物番号）

H24-54

狛江市情報化アクションプラン 2013

（平成 25 年度～平成 27 年度）

平成 25 年 3 月発行

発行 狛江市

編集 狛江市総務部総務課

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

電話 03（3430）1111

印刷 市内印刷

頒布価格 120 円